

## 保健環境委員の概要（令和5年度版）

### 保健環境委員の主な職務

- ① 地域と市区行政のパイプ役として、公衆衛生に関する市・区からの情報を地域の方にお知らせしたり地域からのご意見・ご要望を市や区へ伝えたりします。  
(例) 「蚊の防除」ポスターの掲示 など
- ② 浸水時の浸水家屋に対する消毒薬剤の配付、健康づくり事業の協力など保健所（保健センター）業務及び、ごみ、資源収集における適正排出指導、ごみ不法投棄の通報、相談など環境事業所業務への援助、協力や、環境デーなごや、全市一斉クリーンキャンペーンなど各種事業への参画をします。  
※具体的には、別紙「保健環境委員の活動内容について」参照
- ③ 学区内の保健環境委員が集まって、学区保健環境委員会を定例的に開催します。代表である学区会長から市・区の情報を受けたり、地域の意見・要望を集約したりします。

（参考）

### 名古屋市保健環境委員規則

第4条 保健環境委員は、地区衛生活動の中心となり公衆衛生を増進するため、次の職務を行う。

- (1) 保健所業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業への援助及び協力
- (2) 公衆衛生思想の普及徹底
- (3) その他公衆衛生に関して必要な事項

### 保健環境委員の選出等

選出方法	町内会・自治会から、決められた定数人員の方を学区会長を通じて区長に推薦します。区長は、市長に推薦し、市長が委嘱します。
身 分	非常勤特別職の地方公務員となります。
任 期	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。 (途中交代する場合は、前任者の残任期間となります。) 新任委員は、委嘱時に原則20歳以上70歳未満であることとなっております。 ただし、適任者がいない場合は、緩和措置として区長の理由書を添付していただくことで75歳未満までの方に委員になっていただけます。 再任委員は、80歳未満の方には、引き続き委員になっていただけます。
費用弁償	委員の活動に対する費用弁償として、月額2,509円を支給します。

## 保健環境委員の活動内容について

保健環境委員の目的と役割	区分	職務の内容	
保健環境委員は、本市の公衆衛生を向上増進し、地区衛生活動の進展を図るために置かれ、地区住民と行政とのパイプ役として、また、地区衛生活動の中心として次の職務を行う。	保健所業務関係	①浸水時の消毒薬剤の配布 ②犬の登録と予防注射の手伝い ③感染症、食中毒予防等 ④ネズミ、ゴキブリ防除等 ⑤健康づくり事業への協力 ⑥献血推進活動への援助・協力 ⑦予防接種事業への協力 ⑧その他事業への協力 ⑨その他広報活動への協力	浸水家屋に対する消毒薬剤配布 集合注射会場の手伝い、登録・予防注射の周知及び犬猫の適正飼養等 主に広報活動 防除等の事業の広報 住民への周知、講習会への協力(フレイル予防) 献血グループの結成促進、献血推進への援助、協力 事業の周知、協力 各種講習会、調査への協力 チラシ、ポスター等の回覧、掲示
①保健所業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業への援助及び協力 ②公衆衛生思想の普及徹底 ③その他、公衆衛生に関し必要な事項	環境事業所業務関係	①資源・ごみ収集における適正排出指導 ②ごみ不法投棄の通報、相談 ③その他広報活動への協力	日時・集積場所の周知、分別指導 環境事業所への連絡、案内 分別区分変更等に伴う広報、年末年始収集日の周知
(名古屋市保健環境委員規則第4条)	その他	①環境保全活動への協力	環境デーなごや、全市一斉クリーンキャンペーン等各種行事への参画など

SDGs理念の実現	
<特に関係がある目標>	
3 すべての人に健康と福祉を	→
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	
11 住み続けられるまちづくりを	
12 つくる責任つかう責任	
13 気候変動に具体的な対策を	
14 海の豊かさを守ろう	←
15 陸の豊かさも守ろう	
いずれの保健環境委員活動も、SDGsの理念に繋がっています	

## 保健環境委員の活動内容について

保健環境委員の目的と役割	区分	職務の内容	
保健環境委員は、本市の公衆衛生を向上増進し、地区衛生活動の進展を図るために置かれ、地区住民と行政とのパイプ役として、また、地区衛生活動の中心として次の職務を行う。	保健所業務関係	①浸水時の消毒薬剤の配布 ②犬の登録と予防注射の手伝い ③感染症、食中毒予防等 ④ネズミ、ゴキブリ防除等 ⑤健康づくり事業への協力 ⑥献血推進活動への援助・協力 ⑦予防接種事業への協力 ⑧その他事業への協力 ⑨その他広報活動への協力	浸水家屋に対する消毒薬剤配布 集合注射会場の手伝い、登録・予防注射の周知及び犬猫の適正飼養等 主に広報活動 防除等の事業の広報 住民への周知、講習会への協力(フレイル予防) 献血グループの結成促進、献血推進への援助、協力 事業の周知、協力 各種講習会、調査への協力 チラシ、ポスター等の回覧、掲示
①保健所業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業への援助及び協力 ②公衆衛生思想の普及徹底 ③その他、公衆衛生に関し必要な事項 (名古屋市保健環境委員規則第4条)	環境事業所業務関係	①資源・ごみ収集における適正排出指導 ②ごみ不法投棄の通報、相談 ③その他広報活動への協力	日時・集積場所の周知、分別指導 環境事業所への連絡、案内 分別区分変更等に伴う広報、年末年始収集日の周知
	その他	①環境保全活動への協力	環境デーなごや、全市一斉クリーンキャンペーン等各種行事への参画など

SDGs理念の実現	
<特に関係がある目標>	
	3 すべての人に健康と福祉を
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	11 住み続けられるまちづくりを
	12 つくる責任つかう責任
	13 気候変動に具体的な対策を
	14 海の豊かさを守ろう
	15 陸の豊かさも守ろう
いずれの保健環境委員活動も、SDGsの理念に繋がっています	